



公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班/ 小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期
集 R7-53	大館市比内町独鈷字サッピ内 5 番	20/39 20/39-1 20/39-2	山林	0.42	令和 28 年 3 月 31 日
	大館市比内町独鈷字サッピ内 7 番	20/52 20/52-1	山林	0.10	
	大館市比内町独鈷字七曲 77 番	20/42 20/42-1	山林	0.56	
	大館市比内町独鈷字日詰村上 11 番 1	20/85	山林	0.09	
集 R7-54	大館市比内町独鈷字野中 84 番	17/28	山林	0.08	
集 R7-55	大館市比内町独鈷字小倉沢 109 番	23/76	山林	0.10	

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。